

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年3月13日

【事業年度】 第34期（自平成25年1月1日至平成25年12月31日）

【会社名】 内外トランスライン株式会社

【英訳名】 NAIGAI TRANS LINE LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 常多 晃

【本店の所在の場所】 大阪市中央区安土町三丁目5番12号

【電話番号】 06-6260-4710

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 三根 英樹

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区安土町三丁目5番12号

【電話番号】 06-6260-4800

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 三根 英樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年3月27日に提出いたしました第34期（自平成25年1月1日至平成25年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第2 事業の状況

##### 4 事業等のリスク

###### 法規制による営業活動への影響

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。なお、訂正箇所が表題以下全文にわたることから、表題にのみ\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第2 【事業の状況】

##### 4 【事業等のリスク】

（訂正前）

###### 法規制による営業活動への影響

当社グループはそれぞれの国法に基づく許認可免許を取得して国際貨物輸送事業を行っております。仮に、当社グループの保有する許認可免許が、何らかの事情により失効したり、急激な法改正により対応が遅延した場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

（訂正後）

###### 重要な事業活動の前提となる事項について（法規制等による営業活動への影響）

当社グループの主要な事業活動である国際海上貨物輸送事業は、船舶を所有せず、船会社の船腹を借りて利用することによって、取引先（荷主）の貨物輸送を行い、荷主に対して輸送責任を負うものであり、貨物利用運送事業者として「貨物利用運送事業法」の規制を受けております。

当社グループでは「貨物利用運送事業法」に基づき、国土交通大臣より「第一種貨物利用運送事業」の認可及び「第二種貨物利用運送事業」の許可を受けております。当該認可及び許可には期限の定めはありませんが、不正な行為等、登録事項からの逸脱及び業務改善命令違反などの事由により、事業の全部もしくは一部の停止、あるいは、認可及び許可が取り消される可能性があります。

また、当社グループでは貨物輸送に附帯する業務として通関業を行っており、所轄地税関長より「通関業法」に基づく通関業の許可を受けております。当該許可についても期限の定めはありませんが、関税法や通関業法などに違反した場合や、有資格者不在となった場合には、許可が取り消される可能性があります。

一方、当社グループでは海外においても国内同様の事業を行っており、それぞれの子会社所在国において、重要な事業に対して許認可を受けております。

海外子会社を含め、当社グループの主要な許認可は下記のとおりであります。いずれの国においても不正な行為等の法令違反があった場合には、業務の一時停止もしくは許認可が取り消される可能性があります。

本書提出日現在、当社グループには国内、海外ともこれらの登録・許可の取消し事由に該当する事実はないものと認識しておりますが、将来何らかの理由により、登録・許可の取消し等の事態が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループの重要な事業活動にかかる主な許認可は以下のとおりであります。

許認可等の名称	所轄官庁等	許認可等の内容	有効期限
第一種貨物利用運送事業	国土交通大臣	事業経営の認可	期限の定め無し
第二種貨物利用運送事業	国土交通大臣	事業経営の許可	期限の定め無し
通関業	所轄地税関長	事業経営の許可	期限の定め無し
海運代理店業	関東運輸局	事業経営の認可	期限の定め無し
無船承運業務経営資格登録	中華人民共和国交通部	事業経営の認可	2016年3月
国際複合輸送業務利用運送事業	タイ国 The Office Of the Maritime Promotion Commission	サービス提供許可及び 賠償責任範囲設定	2017年6月
IZIN USAHA TETAP恒久的操業許可書	インドネシア投資調整庁	政令に基づく操業認可	期限の定め無し
Ocean Transport Intermediary (NVOCC)	米国Federal Maritime Commission	NVOCC・フォワーダー 認可	財務担保保証がある限り有効
Customs Broker License	同上	通関業認可	期限の定め無し
国際物流周旋業登録証	韓国 国土海洋部	事業経営の認可	2015年4月
複合輸送業者登録	インド Office of Commissioner of Customs	船荷証券発行の認可	2016年3月